令和８年度公害防止管理者等資格認定講習の公示

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第11条の２の規定により、登録講習機関として一般社団法人産業環境管理協会が行う令和８年度公害防止管理者等資格認定講習の実施に関し、次の事項を定めたので公示します。

令和８年９月２日

東京都千代田区内幸町一丁目３番１号
一般社団法人産業環境管理協会
会長　助野　健児

１．講習の区分
大気関係第１種～第４種、水質関係第１種～第４種、騒音・振動関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係及びダイオキシン類関係公害防止管理者資格認定講習並びに公害防止主任管理者資格認定講習

２．講習の実施時期及び方法
令和８年11月～令和９年３月

３．講習の実施場所
e-ラーニング＋ＣＢＴ

４．講義科目及び講義時間並びに修了試験時間
講習の区分ごとの講義科目、講義時間及び修了試験時間は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第４の規定に基づき実施する。

５．問い合わせ先
一般社団法人産業環境管理協会
公害防止管理者試験センター
電　話　03―3528―8156
ＵＲＬ　https://www.jemai.or.jp

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　第一東京弁護士会
２　処分を受けた弁護士
氏　　名　野口　敏郎
登録番号　39611
事 務 所　東京都新宿区四谷２―11　大村ビル５階　野口敏郎法律事務所
３　処分の内容　戒告
４　処分が効力を生じた年月日
令和８年８月13日
令和８年８月19日　　日本弁護士連合会

解散命令公告

富山県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

令和８年９月２日

富山県知事　新田　八朗

記

命令の要旨
中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
名称及び事務所の所在地
協同組合キャリアビジョン
富山県高岡市佐野589番地３
教示
１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
２　１の審査請求をする場合には、審査請求は、地域産業振興室経営支援課へ提出してください。
３　この処分について不服があるときは、この処分（１の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分（１の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この処分の取消し訴えを提起することができません。

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
令和８年９月２日　　神奈川県教育委員会
１　失効の対象となった者の氏名及び本籍地
北野　明宏　和歌山県
２　失効した免許状の種類、授与権者、免許状授与年月日及び免許状の番号
⑴　中学校教諭二種免許状、国語、京都府教育委員会、平成13年９月25日、平13中二め第５号
⑵　中学校教諭一種免許状、国語、京都府教育委員会、平成15年９月25日、平15中一め第20036号
⑶　高等学校教諭一種免許状、国語、京都府教育委員会、平成15年９月25日、平15高一め第20045号
⑷　小学校教諭二種免許状、京都府教育委員会、平成20年３月25日、平19小二第390号
３　失効年月日　令和８年３月27日
４　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号イ）該当

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
令和８年９月２日　　神奈川県教育委員会
１　失効の対象となった者の氏名及び本籍地
石川　勝也　神奈川県
２　失効した免許状の種類、授与権者、免許状授与年月日及び免許状の番号
⑴　中学校教諭一種免許状、保健体育、神奈川県教育委員会、令和４年４月８日、令４中一種第10号
⑵　高等学校教諭一種免許状、保健体育、神奈川県教育委員会、令和４年４月８日、令４高一種第13号
３　失効年月日　令和８年４月29日
４　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第１号該当

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
令和８年９月２日　　神奈川県教育委員会
１　失効の対象となった者の氏名及び本籍地
荒川浩太郎　神奈川県
２　失効した免許状の種類、授与権者、免許状授与年月日及び免許状の番号
小学校教諭一種免許状、神奈川県教育委員会、平成24年１月20日、平23小一種第164号
３　失効年月日　令和８年７月10日
４　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号ロ）該当

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
令和８年９月２日　　神奈川県教育委員会
１　失効の対象となった者の氏名及び本籍地
青木　悠馬　神奈川県
２　失効した免許状の種類、授与権者、免許状授与年月日及び免許状の番号
⑴　中学校教諭一種免許状、外国語（英語）、東京都教育委員会、令和４年３月31日、令３中１第2883号
⑵　高等学校教諭一種免許状、外国語（英語）、東京都教育委員会、令和４年３月31日、令３高１第3364号
３　失効年月日　令和８年７月10日
４　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号イ）該当

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
令和８年９月２日　　神奈川県教育委員会
１　失効の対象となった者の氏名及び本籍地
杉山　雄樹　神奈川県
２　失効した免許状の種類、授与権者、免許状授与年月日及び免許状の番号
⑴　中学校教諭一種免許状、社会、東京都教育委員会、平成28年３月31日、平27中１第10405号
⑵　高等学校教諭一種免許状、地理歴史、東京都教育委員会、平成28年３月31日、平27高１第13294号
⑶　高等学校教諭一種免許状、公民、東京都教育委員会、平成28年３月31日、平27高１第13295号
⑷　中学校教諭一種免許状、数学、神奈川県教育委員会、平成29年３月17日、平28中一種第2156号
⑸　高等学校教諭一種免許状、数学、神奈川県教育委員会、平成29年３月17日、平28高一種第2772号
３　失効年月日　令和８年３月13日
４　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号イ）該当